

I C T活用力強化事業費補助金交付要綱

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日付け滋食ブ第 121 号

滋賀県農政水産部長通知

（趣 旨）

第 1 条 農業者・水産業者が、自ら生産・収穫する農畜水産物等について、通信販売等の I C Tを活用した新たな販売にかかる取り組みを行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 4 8 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象経費および補助率等）

第 2 条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請書の添付書類等）

第 3 条 規則第 3 条に規定する交付申請書は、別記様式第 1 号のとおりとし、事業実施計画書および収支予算書(別記様式第 2 号)を添付し、知事が別に定める期日までに、提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけ

ればならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更をしようとするときは、変更承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末現在における事業遂行状況報告書(別記様式第4号)を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式5号)の添付書類および提出部数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還)

第8条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前条第12項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく計画変更の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理日数)

第 10 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請を受理した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 第 5 条の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

3 規則第 13 条の規定による額の確定は、規則第 12 条の規定による実績報告を受理した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(グリーン購入)

第 11 条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成 14 年 4 月 1 日策定）」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に限り適用する。

別表

補助対象経費	事業実施 主体	補助率	重要な変更
<p>(1)新たに取り組むオンラインストア開設に要する経費等（オンラインストア開設のための自社ホームページの開設、オンラインストアの開設・運営・広報などの経費等）</p> <p>(2)ネット販売等に向けた商品・パッケージの改善に要する経費</p>	<p>県内に事業所を有し、農業または漁業を営む法人または個人</p>	<p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>※補助限度額：100千円</p>	<p>補助事業の中止・廃止</p>